

第93回 佐用町議会〔定例〕会議録（第5日）

令和2年3月19日（木曜日）

出席議員 (14名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
	7番	竹 内 日 出 夫	8番	石 堂 基
	9番	岡 本 義 次	10番	金 谷 英 志
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	山 本 幹 雄
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	中石嘉勝	書記	鎌田康正
	書記	大上千佳		
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	藤木卓
	企画防災課長	服部憲靖	税務課長	山田裕彦
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	福本秀基
	高年介護課長	長峰忠夫	農林振興課長	衣笠俊博
	商工観光課長	真岡伯好	建設課長	重崎勇人
	上下水道課長	梶本周作	上月支所長	横山重明
	南光支所長	竹内秀夫	三日月支所長	服部吉純
	会計課長	大永克司	教育課長	宇多雅弘
	生涯学習課長	安東文裕		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 11 号 佐用町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
(委員長報告)
- 日程第 2. 議案第 14 号 佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について (委員長報告)
- 日程第 3. 議案第 15 号 佐用町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について (委員長報告)
- 日程第 4. 議案第 23 号 佐用町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定について (委員長報告)
- 日程第 5. 議案第 24 号 佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について (委員長報告)
- 日程第 6. 議案第 29 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について (委員長報告)
- 日程第 7. 議案第 30 号 佐用町南光自然観察村条例の一部を改正する条例について (委員長報告)
- 日程第 8. 議案第 31 号 佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例について (委員長報告)
- 日程第 9. 議案第 32 号 佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について (委員長報告)
- 日程第 10. 議案第 33 号 佐用町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について (委員長報告)
- 日程第 11. 議案第 34 号 佐用町営改良住宅条例の一部を改正する条例について (委員長報告)
- 日程第 12. 議案第 35 号 佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例について (委員長報告)
- 日程第 13. 議案第 47 号 令和 2 年度佐用町一般会計予算案について (委員長報告)
- 日程第 14. 議案第 48 号 令和 2 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について (委員長報告)
- 日程第 15. 議案第 49 号 令和 2 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について (委員長報告)
- 日程第 16. 議案第 50 号 令和 2 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について (委員長報告)
- 日程第 17. 議案第 51 号 令和 2 年度佐用町介護保険特別会計予算案について (委員長報告)
- 日程第 18. 議案第 52 号 令和 2 年度佐用町朝霧園特別会計予算案について (委員長報告)
- 日程第 19. 議案第 53 号 令和 2 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案について (委員長報告)
- 日程第 20. 議案第 54 号 令和 2 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案について (委員長報告)
- 日程第 21. 議案第 55 号 令和 2 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案について (委員長報告) (委員長報告)
- 日程第 22. 議案第 56 号 令和 2 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について (委員長報告)
- 日程第 23. 議案第 57 号 令和 2 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について (委員長報告)
- 日程第 24. 議案第 58 号 令和 2 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案について (委員長報告)
- 日程第 25. 議案第 59 号 令和 2 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について (委員長報告)
- 日程第 26. 議案第 60 号 令和 2 年度佐用町水道事業会計予算案について (委員長報告)
- 日程第 27. 同意第 2 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 28. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

午前 09 時 30 分 開議

議長（山本幹雄君） おはようございます。

議員並びに町当局の皆様には、おそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

3月3日に開会した第93回定例会も本日最終日を迎えました。17日間の会期中は、皆様におかれましては、大変御苦労さまでした。その間、皆様には、議案60件、同意1件、諮問1件、発議1件と、また、委員会付託として、総務常任委員会では5件、産業厚生常任委員会では7件、そして、特別委員会として連日のように慎重審議していただいたことを感謝いたします。

そして、一般質問では7名の方が町当局の所信を町民の皆様になり代わり、しっかり問いただしていただいたことを町民の皆様になり代わりお礼申し上げます。

本日も何件かの採決があります。適切妥当な結論がなされますようお願いいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、日程に入ります。

- 日程第 1. 議案第 11 号 佐用町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
(委員長報告)
- 日程第 2. 議案第 14 号 佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について (委員長報告)
- 日程第 3. 議案第 15 号 佐用町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について (委員長報告)
- 日程第 4. 議案第 23 号 佐用町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定について (委員長報告)
- 日程第 5. 議案第 24 号 佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について (委員長報告)

議長（山本幹雄君） まず、日程第1から日程第5までを、一括議題とします。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第11号、佐用町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第5、議案第24号、佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題とします。

議案第11号、議案第14号、議案第15号、議案第23号及び議案第24号については、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員長、千種和英君。

総務常任委員長（千種和英君） おはようございます。

それでは、今期定例会において、総務常任委員会に付託をされました案件 5 件について、審査を行いました。その結果について、報告をいたします。

審査日時は、令和 2 年 3 月 6 日金曜日、午前 9 時 28 分に開会いたしました。

場所については、第 1 庁舎西館 3 階議員控室。

出席者は、委員 7 名。当局からは、町長、副町長、教育長、総務課長、同課総務人事室長、同室室長補佐、教育課長、同課企画総務室長、同室室長補佐、そして、事務局から局長、局長補佐でありました。

議案第 11 号、佐用町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

当局に追加説明を求めました。

追加説明では、この改正は個人情報について、目的以外利用の制限を謳ったものであり、町が実施をする事務の遂行に必要な限度で個人情報（特定個人情報除く。）を、内部で利用する場合、当該個人情報を利用することについて、合理的な理由のあるとき、これについての例外規定とした。

事例として、昨年のプレミアム付商品券が発行される際に、対象者を決定する事務は健康福祉課、現行法令の制度の枠内では、健康福祉課がその税務情報を勝手に使い対象者に、それを知らせることはできなかった。また、実際に、プレミアム付商品券を販売したのは商工観光課で、3 つの課が、それぞれ関係するようなもの。このように住民の福祉に資する事業については、税務情報を利用しようということをも可能にしたというのが、今回の改正であるとの趣旨を説明を受けました。

質疑を行いました。

質疑としては、今回はプレミアム付商品券だが、また、違うようなことが起きた場合、その都度対応する必要があるのかという問いに対して、今後、住民の福祉に関するものについては、どんなものが出てくるか分からないが、その場合に、新しい改正案では、そういうプレミアム付商品券とかに限らず、個人情報については、それぞれの役場内での、そうした行政上のサービスについて、個人情報を利用できるということの改正であるとの答弁。

また、事務事業が、住民の福祉に限るということ、そのことをきっちり謳っているところは、条文上どれになるのか。条文上の合理的な理由があるときというのは、誰が判断するのか。その時々関係者が、これは合理的な理由があるというふうな判断をしたら、それで合理的な理由として行われるわけだが、個人情報保護の担保はどこですのかという質疑に対しては、今回の改正の前に、最初、個人情報保護条例という非常に厳しい条例がある。そこで、担保がしてあり、その中での例外規定を設けて、住民の福祉に迅速に行政が対応できるということにしてあるので、その一番大きな担保というものは、もともとの個人情報の保護条例という法律、これが担保である。

以上で質疑を終結し討論を行いました。討論はありませんでした。

討論を終結し、採決をしました。

採決の結果は、全員賛成。よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 14 号、佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

追加説明を求めました。

この議案第 14 号は、職員の時間外勤務手当の単価の算出方法、従前の祝日の日数を概算

で計算する方法では、時間外単価が低くなり、これは職員にとって不利ということになるので改正すべきということで、祝日の実数での計算方法に、今回、改正をする。

また、パートタイム会計年度任用職員の計算方法についても、具体的な説明がありました。

説明が終わり、質疑を行いました。

質疑としては、全ての職員が有利になるのかということに対しましては、当然、計算上有利になる。全員の職員である。

また、正職員組合、ひまわり労組への説明、あるいは要望、そのいきさつはということに対しましては、いきさつは、年末の県下の統一要求書の中に、たくさん要望がある中の1つとして、時間外のことも触れられていた。その時に、当局側の回答としては、法に準拠し適切に対応をしていくという回答をしている。事務折衝とか交渉の中でのやり取りはない。ひまわり労組からの要望は出ていない。

以上で、質疑を終結し、討論を行いました。討論はありませんでした。

討論を終結し、議案第14号を採決しました。

採決の結果、全員賛成。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号、佐用町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

追加説明を求めました。

議案第15号については、特殊勤務手当、その中に第5号としての動物死体収集作業手当というものを追加する。これまでは、職員が処分をしていたが、腐敗が進んだものを処分するというのは、職員にとって非常に不快な作業になる。その不快な作業が、こういった特殊勤務に該当するのではないかとということで、職員からも要望があり、1日つき700円としたいという説明がありました。

質疑を行いました。

質疑としては、従事をしたら1日つき700円。例えば、1日に2回続けて、同じ人が行った場合でも、1日につき700円なのか。これに対しては、記述のとおり1日につき700円ということである。

これで質疑を終結し、討論を行いました。討論はありませんでした。

討論を終結し、採決をいたしました。

採決の結果、全員賛成。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第23号、佐用町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定についての審査を行い、関連があるので、議案第24号、佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についても併せて追加説明を求めました。

追加説明では、議案第23号の制定に当たり、ひな型というのがあり、これに準じて、今回、条例をつくった。実際の具体的な事務手続きについては、兵庫県の町村会が窓口で消防団員の公務災害と同じように町村会窓口に申し込みをして、町村会は、その保険を損保ジャパン日本興亜に委託し、そこが保険会社となって、この補償が実施されるという内容である。

また、議案第24号については、学校の学校医、学校歯科医、これについては、今はこの佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、この中で公務災害をみているが、議案第23号のほうで説明があったように、学校医等は独立して単独で条例を設けるので、この議案第24号のほうから、その分は削除するということが第2条関係の改正の内容であるという説明がありました。

説明が終わり、順次、質疑、採決を行いました。

まず、議案第 23 号についての質疑ですが、今までに、このような事例はあったのかということに関して、校医については、今まではない。しかしながら、ほかの非常勤職員については、過去にも事例があった。

これで質疑を終結し、討論を行いました。討論はありませんでした。

討論を終結し、議案第 23 号を採決しました。

採決の結果、全員賛成。よって、議案第 23 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 24 号の審査に入りました。質疑を求めました。質疑はなく、質疑を終結し、討論を行いました。

討論はなく、討論を終結しました。

議案第 24 号を採決しました。採決の結果、全員賛成。よって、議案第 24 号は、原案のとおり可決されました。

以上、本定例会において、総務常任委員会に付託された 5 件の案件の審査を終了し、委員会を閉会いたしました。

以上で、報告とさせていただきますが、詳細につきましては、会議録をご参照ください。

以上です。

議長（山本幹雄君） 総務常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは、議案第 11 号から順次、委員長報告に対しての質疑及び討論・採決を続けて行いますので、よろしく願いいたします。

まず、議案第 11 号、佐用町個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 11 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 2、議案第 14 号、佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 14 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 3、議案第 15 号、佐用町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 15 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 4、議案第 23 号、佐用町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 23 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 23 号は、原案のとおり、可決されました。

続いて、日程第 5、議案第 24 号、佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。これより議案第 24 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 24 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6．議案第 29 号	佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 7．議案第 30 号	佐用町南光自然観察村条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 8．議案第 31 号	佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 9．議案第 32 号	佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 10．議案第 33 号	佐用町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 11．議案第 34 号	佐用町営改良住宅条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 12．議案第 35 号	佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（山本幹雄君） 続いて日程第 6 に入ります。

日程第 6 から日程第 12 までを、一括議題とします。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第29号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから、日程第12、議案第35号、佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題とします。

議案第29号から議案第35号までについては、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。

産業厚生常任委員長、加古原瑞樹君。

〔産業厚生常任委員長 加古原瑞樹君 登壇〕

産業厚生常任委員長（加古原瑞樹君） それでは、今期定例会におきまして、本委員会に付託を受けておりました7件の案件について報告をさせていただきます。

まず、審査日時は、令和2年3月6日、午後1時半から午後3時20分。

審査場所は、本庁舎西館3階議員控室です。

出席者は、産業厚生常任委員会全員と議長ですが、審議の途中、体調不良により西岡議員が退室されました。

当局からは、町長、副町長、総務課長、住民課長、同課年金保険室長、健康福祉課長、同課子育て・福祉室長、商工観光課長、同課商工振興室長、同室主査、定住対策室長及び同室室長補佐。

事務局からは、局長と局長補佐であります。

まず、議案審査の順序について諮り、所管課ごとに議案を審査することに決しましたので、その審査順に、まず、議案第29号。次に、議案第31号。次に、議案第30号。最後に、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号とご報告させていただきますことを、ご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

まず、議案第29号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての審査に入りました。

最初に追加説明を求めました。

今回の税率改正案では、資産割を廃止し、所得割・均等割・平等割による3方式での算定としている。その賦課割合は、国民健康保険法施行令及び地方税法に定める標準割合、所得割50%、均等割35%、平等割15%を基本とし、また、保険税として必要な額を確保できる税率を改正案として提案している。なお、令和2年度においても一般会計からの法定外繰入を実施し、税額の大幅な増額をさける方策をとっている。改正による国保税額の変化は、最も増額となる世帯で9万8,300円、最も減額となる世帯で7万5,200円となっている。増額となる世帯が1,576世帯で全体の65.89%、減額となる世帯が806世帯で33.7%となっている。年間額の増減額が1万円の範囲に1,615世帯67.52%になっている。今年度の当初賦課の状況では、低所得の階層にある世帯が多くみられ、7割軽減世帯が26.79%、軽減の対象世帯の計が58.3%となっているので、資産割を廃止することにより、どうしても有所得世帯に負担がかかることになるとの説明がありました。

次に、質疑に入りました。

主な質疑では、そもそも国の方針だが、なぜ資産割の廃止するのかについて、資産割の廃止は県で統一の保険料を設定するのに当たって、本町では4方式を、所得割・均等割・平等割の3方式による税額を設定し、資産割を廃止したとの答弁。

また、4方式から3方式になって、それぞれの割合、4方式であれば所得割総額の40%、資産割10%、被保険者均等割35%、世帯別均等割15%が3方式になるとの説明だったが、応能割が50%で、所得割の50%ということだが、3方式になったら、均等割が35%と世

帯割が15%で50%になると思う。この考えでいいのかについて、応能割というのは所得割と資産割で40%と10%。応益割が均等割と平等割で50%。その中で応益割については、均等割が35%、平等割15%というふことで国で示されているので、その税率で試算したとの答弁。

また、どの程度まで行政で判断して、税の改正分をおさえ、法定外の繰り入れをしていくのか。金額が上がっているについては、町として、当面、すぐに法定外繰入を解消するという考えはない。ただ、これも限界がある。今年の6,000万円ぐらいが本町の努力できる範囲である。県下全体の中で運営をされているので、本町だけが特別にした制度の運用は大きな問題になる。県下の状況もしっかりと把握した中で、健全な運営に努めていくとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。2名からの討論がありました。

討論を終結し、採決に入りました。

挙手多数により、本委員会では、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第31号、佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例についての審査に入りました。

最初に追加説明を求めました。

タクシー運賃助成事業の平成30年度の利用実績は、年間延べ利用者数が1万4,180人で、平成21年度のピーク時には1万9,756人で、この10年間で5,576人、28.2%の減少となっている。また、平成30年度の助成券年間購入者は656人で、平成20年度の1,171人と比較すると515人。43.98%の減少となっている。一方、助成券を3冊以上購入されている方は、平成30年度で224人、平成20年度の237人は13人、5.48%の減少であり、この10年間は多少の増減はあるものの同じような人数で推移している。

このタクシー運賃助成事業でございますが、さよさよサービスやコミュニティバスと共に高齢者や障害者の方々の移動手段として、多くの方に利用していただいている。今回、高齢者や障害者の方々の自立した生活支援をより充実するために、1人5冊まで購入できるよう改正する。

この助成券拡充に伴うタクシー運賃助成委託料は、年間約600万円の助成額が増加することになるが、全体の利用実績が減少傾向にあるので、令和2年度の予算への影響額は約300万円の増額を見込んでいる。また、上限を無制限にしたらどうかという意見もあるが、無制限にすると利用頻度の高い人への偏ったサービス提供になることや、さよさよサービスやコミュニティバスの運行といった町の外出支援サービスにも影響が及ぶおそれがあるため、お互いの事業を共存をさせるということも考え、上限を設定しているとの説明がありました。

次に、質疑に入りました。

主な質疑では、タクシー会社が減少する中、タクシーを自宅まで呼ぶ時、配車場所が遠くて行き先が近くなった場合の配車費用はどかが負担するのか。一律で町が規定を設けるほうがいいのかどうかについて、今年度、配車費用を要求されたと何件か問い合わせがあった。タクシー会社としては、実際に乗る料金だけでなく配車の距離のほうが長い場合、配車代が必要ということだと思う。これに関して町では規定を設けていない。料金は1,000円から2,000円ぐらい払ってもらえないかということで、直接交渉し、利用者が納得の上で利用してもらっているというタクシー会社の説明だったので、町のほうから指導することはしていない。利用者には、納得してもらえない場合は、さよさよサービスなど、ほかのサービスを利用していただきたい。今のところタクシー会社に配車料金の設定をすることまでは考えていないとの答弁。

また、配車の料金が分かりにくく、利用しづらい。今回の上限の改正に合わせて配車の

料金を設定したほうが良いと考えるがどうかについて、タクシーは基本的に運輸局の許可を取って法律の下に運行されている。町が配車の料金設定をすることは法律的に難しいと考える。今のような交通体系を維持するためには、タクシー業者の経営的な面での一部支援としても今回増やす意味があるタクシー業界が撤退をしてしまうと、利用者にとっても非常に大きな影響が出てしまう。これを維持するためには、バランスを取りながら事業を運営していくとの答弁。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はありませんでした。

討論を終結し、採決に入りました。

挙手全員より、本委員会では原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第30号、佐用町南光自然観察村条例の一部を改正する条例についての審査に入りました。

最初に追加説明を求めました。

自然観察村の収支状況は、経常的な経費が、おおむね300万円程度の赤字という運営になっているが、一方で約1万7,000人の県内外からの利用を生み出していて、観光振興、入込客数の増加という面では、非常に重要な一旦を担っている施設である。その健全化を一層進めるために、需給に応じた料金体系を導入したいということで、今回の改正を行う。

もう1点は、ティピーテントを設置したが、当初は備品として使用料を設定していたのが、龍野健康福祉事務所の現地検査が入り、一定期間設置する常設の客室という指摘を受け、施設使用料に追加する必要が生じた。

2017年度から2019年度の月別の売上高を見ると3年度とも同じ動きをしており、5月のゴールデンウィークと7、8月の夏休みシーズンを合わせたハイシーズン、それから、12月、1月、2月の売上げが低迷しているオフシーズン。それ以外のレギュラー的なシーズンという3つのシーズンに分かれている。そこで今回、料金の設定も3つのシーズンに分類し、さらに、それぞれ休日、休日前と平日の別に料金設定を計画している。レギュラーシーズンの平日料金を基準として、ゴールデンウィークや夏休みのハイシーズンの休日、休日前にはコテージ等で4,000円。テントサイト等で2,000円の増額となる。利用の少ない12月から2月のオフシーズンの平日には、コテージ等で2,000円、テントサイト等で1,000円の減額にする。料金は上げるけれども、オフシーズンは逆に下げることで、閑散期の稼働率を上げたいという意図を含んでいる。

3番目の条例の改正の点では、料金設定案は細かく書いているが、条例上、このまま載せると、それぞれの需給のニーズに素早く対応することが不可能になるため、第7条1項の別表の改正については、同表中にティピーテントを追加し、その下側には同じく同表の備考2の中の「観察棟」とあるものを「ティピーテント、観察棟」に改める。

同じく備考2、5、上記金額は、3月から11月までの期間（ゴールデンウィーク、7月及び8月を除く。）の平日料金とし、当該期間以外の料金については、需給に応じて上記金額の2倍から2分の1までの数を乗じた範囲の金額で増額又は減額することができるというような形で、表記をしたい。周辺の状況やお客様の動向、お客様の要望を見据えた上で、できるだけ臨機応変に対応した料金設定が可能となるような条例の計上の仕方になっている。

新料金の適用時期だが、この施設は4カ月前からの予約ができるので、もう既に、春のシーズンの予約が入っており、また、夏休みの予約も3月の終わりには可能になるため、新旧の料金が混在してしまうので、本来は早く適用したいが、今年の9月1日からの予約分、つまり令和3年1月利用分からの開始となるとの説明がありました。

次に、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

討論を終結し、採決に入りました。

挙手全員より、本委員会では原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 32 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例についての審査に入りました。関連がありますので、議案第 33 号、議案第 34 号及び議案第 35 号も併せて追加説明を求めました。

2 月末現在の町営住宅の管理戸数は、政策空家 37 戸、空き家戸数 87 戸、入居戸数 375 戸、管理戸数 499 戸に対して、入居戸数が 375 戸となっている。徐々に空き家戸数が増えてきている。このような状況から連帯保証人の廃止、それから、みなし特定公共賃貸住宅としての活用、同居親族要件を廃止するという 3 点を上げて、より住宅に入居しやすい町営住宅にしていきたい。

まず、1 点目の連帯保証人の廃止は、民法の一部改正に伴い、平成 30 年 3 月に国土交通省の担当課長の通達ということで、「個人根保証契約等において極度額の設定が必要となったことや、近年身寄りのない単身高齢者等が増加をしており、今後、公営住宅への入居に際し、保証人を確保することがより一層困難になることが懸念される。住宅に困窮する低所得者への住宅供給という公営住宅の目的を踏まえ、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきである」というような通達がなされた。国土交通省が示す公営住宅管理標準条例からも、この保証人に関する規定が削除されており、こういった中で、本町においても連帯保証人を廃止した。そのかわり、緊急時の連絡先として、勤務先や親戚等の連絡先を確保して緊急の際に備える。

兵庫県におおても、今回の議会において、来年度からの連帯保証人廃止が上程されている。

2 点目のみなし特定公共賃貸住宅としての活用の追加は、本町において、中堅所得者向けの特公賃住宅が山王と屋敷前、祇園の 3 住宅だけある。ほかの住宅では、当然、特定公共賃貸住宅の対応ができない。空き家が増加する中で中堅所得者層の利用促進も図りたいということで、今回、上程している。公営住宅法におきましては、「中堅所得者向けの特定優良賃貸住宅が不足するなどの事情が存在する場合には、公営住宅本来の目的を阻害しない範囲で、特定公共賃貸住宅として利用することができる」とされている。みなし特定公共賃貸住宅として使用する場合には、国土交通大臣の承認及び町営住宅条例に規定する必要があるので、今回、町営住宅条例に追加する。

3 点目の同居親族要件の廃止は、公営住宅法が平成 24 年 4 月 1 日の施行日をもって「同居親族要件」が公営住宅法で廃止されている。本町においても、平成 24 年当時、廃止するか、維持するか、3 月議会で審議の結果、本町においては、もし要件を廃止して、たくさんの方が申し込まれると入居に困られる方が出てくるのではないかとということで、この要件は継続している。しかし、現在、空き家が非常に増えている。この要件を廃止したところで、応募倍率が上がり、入居したいという方ができないという事態は考えられない。仮に複数の申し込みがあっても選考委員会を開いて、親族がおられる方が優先される場合がある。そうしたことも勘案して、より利用しやすい町営住宅を目指して、同居親族要件の廃止もお願いしたい。

4 点目は、全ての条例の見直しをしたところ民法の一部改正に伴う改正が必要な部分がある。国土交通省の標準条例では、これまで対応できていない部分があったので、こうした部分を改正する。また、錯誤による文言等の訂正と改正による条ずれがあるので改正するとの説明がありました。

次に、議案第 32 号の質疑に入りました。

主な質疑では、防災無線等を使って空き部屋の募集をしている。その募集状況は、どう

か。また、住宅の選考委員会が開催されているのかについて、応募については、平成 28 年 5 月までは、年 2 回の定期募集と、空き家が出た時に臨時募集という形を取っていたが、平成 28 年度の 6 月からは、入れる状況になっている部屋は、毎月募集するという形を取っている。毎月、相当数の空き部屋があるということで毎月募集をしている。応募状況は、全ての公営住宅で、平成 28 年度で 37 件、平成 29 年度で 23 件、平成 30 年度で 17 件、今年度は、今現在 18 件という少ない状況になっている。入居の審査会は毎月募集を始めてからは、1 つの部屋にお客様が重なって応募されるということがないので、開催をしていないとの答弁。

これからの公営住宅のあり方、先を見据えて徐々に対応しなければならないがどうかについて、空き家が増えている大きな要因は、人口減少や希望者の減少だけでなく、民間のアパートも以前と比べると増え供給過剰になっている。町としては需要にあった形で住宅政策をしていかなければいけない。また、公営住宅の基本的な考え方として、低所得者と言われる方々にとって入居ができる公営住宅を確保するという事は、今後とも政策的に堅持していかなければいけない。もともとほかの町に比べて保有戸数は人口から見ても多い。古くなった老朽化した住宅は整理していかないといけないが、必要であれば建て替え、または、除却するという方向を考えて運営している状況。これから人口動態を見ながら、また、民間の保有戸数と兼ね合いを見て、まずは総量的に何戸ぐらいな戸数が適当なのかということ想定をしながら、計画的に住宅の整理をやっていくとの答弁。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

討論を終結し、採決に入りました。

挙手全員により、本委員会では、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第 33 号、佐用町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についての審査に入りました。

質疑に入りましたが、質疑はなく、質疑を終結しました。

続いて、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

討論を終結し、採決に入りました。

挙手全員により、本委員会では原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第 34 号、佐用町営改良住宅条例の一部を改正する条例についての審査に入りました。

質疑に入りましたが、質疑はなく、質疑を終結しました。

続いて、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

討論を終結し、採決に入りました。

挙手全員により、本委員会では原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第 35 号、佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例についての審査に入りました。

質疑に入りましたが、質疑はなく、質疑を終結しました。

続いて、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

討論を終結し、採決に入りました。

挙手全員により、本委員会では原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、報告とさせていただきますが、詳細については、会議録のほうをご覧ください。

議長（山本幹雄君） 産業厚生常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第 29 号から順次、委員長報告に対しての質疑及び討論・採決を続けて行いますので、よろしく願います。

まず、議案第 29 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、委員長

報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。まず、原案に反対討論の方はありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、10番、金谷英志君。

10番（金谷英志君） 議案第29号、佐用町国民健康保険税条例の一部改正の反対討論を行います。

このたびの条例改定は、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式のうち、資産割を廃止するものですが、資産割は、利益を生まない居住用の資産に課税されることや、固定資産税との重複課税の問題があります。今回の廃止は、これを是正するものですが、問題は、資産割廃止を均等割、平等割の引き上げで穴埋めすることです。これにより、最も高い引き上げは9万8,300円にもなり、65.89%、1,576世帯が引き上げになります。

国民健康保険法第1条は、「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上を目的」と明記しています。しかし、国保事業への国負担は削減され続け、社会保障でありながら絶えず高すぎる保険税が問題となってきました。国民健康保険法が定める社会保障の向上に逆行する保険税引き上げは、被保険者の理解が得られません。以上指摘して反対討論といたします。

議長（山本幹雄君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔竹内君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、7番、竹内日出夫君。

7番（竹内日出夫君） 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の討論をいたします。

国民健康保険は、平成30年度から都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担い、県が財政運営の責任主体となっております。

兵庫県国民健康保険運営方針に示された賦課方式に沿って、資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の3方式により保険税を算出するものです。さらに、賦課割合は、応能割では資産割を所得割に転嫁して50%、応益割では均等割35%、平等割15%で賦課されています。

今回の改正は、資産割を廃止したことにより所得割の増、応益割で均等割の増となっているわけですが、県からの事業納付金が示されており、賦課方式の変更による影響を少なくし、必要な財源を確保するための税率改正をするものです。

今後も、医療費の適正化に努め国民健康保険財政の安定化と健全な運営を求めて賛成討論といたします。

議長（山本幹雄君） ほかに討論ありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 29 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、多数です。よって、議案第 29 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 7、議案第 30 号、佐用町南光自然観察村条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 30 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 30 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 8、議案第 31 号、佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 31 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 31 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 9、議案第 32 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 32 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 32 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 10、議案第 33 号、佐用町営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 33 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 33 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 11、議案第 34 号、佐用町営改良住宅条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 34 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 34 号は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 12、議案第 35 号、佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 35 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13.	議案第 47 号	令和 2 年度佐用町一般会計予算案について（委員長報告）
日程第 14.	議案第 48 号	令和 2 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 15.	議案第 49 号	令和 2 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 16.	議案第 50 号	令和 2 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 17.	議案第 51 号	令和 2 年度佐用町介護保険特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 18.	議案第 52 号	令和 2 年度佐用町朝霧園特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 19.	議案第 53 号	令和 2 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 20.	議案第 54 号	令和 2 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案について

- て（委員長報告）
- 日程第 21. 議案第 55 号 令和 2 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案について（委員長報告）（委員長報告）
- 日程第 22. 議案第 56 号 令和 2 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 23. 議案第 57 号 令和 2 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 24. 議案第 58 号 令和 2 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 25. 議案第 59 号 令和 2 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について（委員長報告）
- 日程第 26. 議案第 60 号 令和 2 年度佐用町水道事業会計予算案について（委員長報告）

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 13 に入ります。日程第 13 から日程第 26 までを一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 13、議案第 47 号、令和 2 年度佐用町一般会計予算案についてから、日程第 26、議案第 60 号、令和 2 年度佐用町水道事業会計予算案についてまでを一括議題とします。

議案第 47 号から議案第 60 号までについては、所管の予算特別委員会に審査を付託しておりますので、予算特別委員会の審査報告を求めます。

予算特別委員長、岡本義次君。

〔予算特別委員長 岡本義次君 登壇〕

予算特別委員長（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。

それでは、予算特別委員会に付託されました、令和 2 年度佐用町一般会計予算案及び各特別会計予算案の審議について、報告します。

報告については、全議員で構成する委員会ですので、主な質疑の概略を述べる形とします。

審議日時は、一般会計予算案については、3 月 4 日。各特別会計予算案については、3 月 5 日、議場にて行いました。

出席者は、全議員と当局から町長、副町長、教育長、関係課長、室長です。

まず、一般会計予算案から報告します。

歳入については、町税について、歳入見込の減少について質問がありました。答弁では、固定資産税について、地価の下落傾向が著しいこととの説明がありました。軽自動車税については、税率の改正で影響が出てくると思われる。また、たばこ税についても、税率の改正と減煙傾向で、たばこを吸われる方の減少で、減額傾向が続くと思われますとありました。

法人町民税の大幅な減額見込について質疑があり、昨年 10 月の消費増税で法人町民税の法人税割が 9.7%から 6%に減少したことで、法人については、大きな影響が出るとの答弁がありました。

地方交付税の普通交付税の算定方法の改正についての質問があり、地域社会再生事業費の地方財政計画に 4,200 億円加えられ、交付税は増加すると見込んでいる。合併算定替の特例が 7 割から 9 割となり、1 億 5,000 万円ぐらゐの減少を見込んでいる。結果として、令和元年度実績に対して 1 億円ぐらゐ減少すると見込んでいるとの答弁がありました。

続いて、歳出に移り、総務費では、平福の木村邸の利活用事業について、事業規模について質問があり、木村邸の母屋と観光駐車場などに 6,000 万円を予定しているとのこと。酒造場に関わる新会社「かのね」の自己資金に対する 2 分の 1 補助で上限 2,000 万円を負担金として予定している。改修について、経済産業省の補助を受けられるかどうか大きな影響があるので、協議、相談に乗りたいなどの答弁がありました。

地域自治包括交付金について、地域づくり協議会の振り返りの中で、増額もあるかとの質問に対して、包括交付金の配付については、検討が必要だが全体が見直されるまでは、今の範囲でお願いしたいとの答弁がありました。

三日月支所の大規模改修について、住民の声を聞いて設計変更はあるかとの質問に対して、4 億を超える予算で、町民のコミュニティ施設と健康づくりの拠点と考えている。若干の設計変更はあるだろうが、大きな変更はできないとの答弁がありました。

民生費では、災害時要支援者台帳管理システム導入委託料について、自治会長、民生委員に情報は開示されるのかとの質問に対して、要介護度、障害の程度などから、避難経路、支援者の氏名など、入力ミスをないようにシステムを導入し、個人情報の観点から同意をいただき、自治会長に作成してもらおうようになっている。同意を頂けない方については、データを集会所などで保管し、緊急時には開封して支援してもらうことについて同意をいただいているとの答弁がありました。

障害者福祉費について、虐待防止の推進、障害者の虐待防止の体制について質問があり、佐用町障害者虐待防止ネットワーク会議を設けて、運営委員会で事例研究している。この数年は具体的な相談など、実績はゼロだと答弁がありました。

衛生費では、にしはりま環境事務組合負担金が前年比 3,600 万円増額が、姫路市の脱退が影響しているのか。また、たつの市の脱退の協議の行方について質問がありました。姫路市の安富町の脱退の影響もある。たつの市の脱退については、上郡町、宍粟市と連携しながら過去のところも共通認識を持って、たつの市との協議をしたいとの答弁がありました。

農林水産業費では、地域特産物の高付加価値化及び販売促進の業務委託で栽培を増やすことについての質問があり、もち大豆について買上価格を通常の大豆より上げて、生産者を支えたいと考えています。栽培については、買上価格をキロ 30 円上げたとしても、水稻にはかなわず、行き詰っているのが現状だとの答弁がありました。

直売所の統合について、貸付金と出資金についての質問があり、一旦全部清算するだけの額として考えているとの答弁がありました。

商工費について、ビジネスプランコンテストの内容についての質問があり、運営費に 300 万円、賞金 100 万円を考えて、運営をコバコ（株式会社）に委託を考えているとの答弁がありました。

土木費については、質疑ありませんでした。

消防費では、西はりま消防の女性職員の更衣室等の改修事業について質問があり、太子町は太子消防の施設改修の費用を太子町がもって西はりま消防に負担金を出す形でされましたが、佐用町は、結果は同じですが佐用町の行政財産なので、こちらで行いますとの答弁がありました。

教育費については、利神城の整備で 3 年間の応急対策と石垣の修復について質問があり、来年度からの 3 年間で応急対策を行い、その後、本格的な復旧、整備工事を行うために、整備計画を立てて、具体的な計画に着手するとの答弁がありました。

利神城の登山ルートについての質問には、登山ルートを除く 2 ルートで検討したいとの答弁がありました。

公債費、諸支出金、予備費については、質疑ありませんでした。

以上、一般会計の質疑を終了し、討論に入り、反対討論では、生活環境の整備、産業振興、教育文化の発展、安心して暮らせる福祉医療の充実に不十分な予算であるとの討論がありました。

賛成討論では、今まで財政運営が確で、昨年度と同様の予算組め、木村邸の利活用、高校生の医療費助成、外出支援サービスの充実など、新しい事業に取り組める予算と評価するとの討論がありました。

採決の結果、議案第 47 号、令和 2 年度佐用町一般会計予算案は賛成多数で原案のとおり可決されました。

翌 3 月 5 日に、各特別会計予算案の審議を行いました。

出席者は全議員（後で訂正あり）、当局からは町長、副町長、教育長、各課長、関係課室長です。

メガソーラー事業収入特別会計は、質疑、討論なし、全員賛成で、議案第 48 号、令和 2 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案は、原案のとおり可決しました。

国民健康保険特別会計では、前年度に比べ 628 万 7,000 円減となっているが、その要因はとの質問があり、今回の税率改正で、資産割が 12.5%だったのを、所得割に転嫁して 8%になったことと、やはり被保険者数の減少等で、前年に比べて 629 万減となったとの答弁がありました。

滞納者の実態で、資格証、短期証の発行について質問があり、9 世帯 11 人で、前年は 13 世帯だったこと。短期証は、59 世帯 103 人との答弁がありました。

医療費の抑制という観点から特定健診の受診率のアップと受診結果を受けての健康づくりに対しての取り組みについての質問があり、過去 5 年間、特定健診かつ医療機関に一度もかかっておられない方が 91 世帯 96 人ですが、受診勧奨をして 2 世帯 2 名の方が受診されました。基本健診、がん検診受診の方に、特定健診受診を勧奨し、22 世帯 23 名のうち、2 世帯 2 名が受診されたとの答弁がありました。

以上、国民健康保険特別会計の質疑を終了し、討論に入り、反対討論では、多くの町民が国保税の高さに悲鳴を上げている。負担を増やすのではなく、高すぎる国保税を引き下げを求めて、反対討論がありました。

賛成討論では、賛成の意思表示がありました。

議案第 49 号、令和 2 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案は、賛成多数で原案のとおり可決しました。

後期高齢者医療特別会計予算では、後期高齢者広域連合議会で、保険料が引き上げされたが、その率と平均の均等割額はどれぐらい引き上げされたかとの質疑があり、均等割額が 5 万 1,371 円。現行が 4 万 8,855 円なので、2,516 円の引き上げ。所得割率は 10.49%。現行が 10.17%で 0.32%引き上げだと答弁がありました。

質疑を終了して、討論に入り、反対討論では、均等割、所得割の額とも引き上げになっている。年金生活者の生活が苦しい中での、医療保険に反対との討論がありました。

賛成討論では、賛成の意思表示がありました。

議案第 50 号、令和 2 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案は、賛成多数で原案のとおり可決しました。

介護保険特別会計では、質疑を終結し、討論に入りました。

反対討論では、必要になってくる介護費用も自然と増えてくる費用も減額し、家族の負担を重くするような介護保険制度になっていることを指摘して、反対の討論がありました。

賛成討論では、介護保険制度が少ない費用で介護サービスが受けられる重要な制度で、保険料は、国、県、佐用町の一般財源から適切に負担をされているので賛成との討論がありました。

議案第 51 号、令和 2 年度佐用町介護保険特別会計予算案は、賛成多数で原案のとおり可決しました。

朝霧園特別会計では、質疑、討論なし。

議案第 52 号、令和 2 年度佐用町朝霧園特別会計予算案は、挙手全員で原案のとおり可決しました。

簡易水道事業特別会計では、施設の維持管理、補修について、計画的に進めているかとの質疑に対し、昨年度より、アセットマネジメント計画という事業計画を立て、来年度は、更新計画 5 年間立てているが、整備すべき施設については、更新の設計を行うとの答弁がありました。

討論なし。

議案第 53 号、令和 2 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案は、全員賛成で原案のとおり可決しました。

特定環境保全公共下水道事業特別会計では、管渠移設補償費 850 万円の内容はとの質疑があり、三日月地区の国道 179 号の歩道の工事の補償費と、県道千種新宮線の改良工事の補償工事との答弁がありました。

討論なし。

議案第 54 号、令和 2 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案は、全員賛成で原案のとおり可決されました。

生活排水処理事業特別会計では、質疑なし、討論なし、議案第 55 号、令和 2 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案は、全員賛成で原案のとおり可決しました。

西はりま天文台公園特別会計予算では、質疑、討論なし、議案第 56 号、令和 2 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案は、全員賛成で原案のとおり可決しました。

笹ヶ丘荘特別会計では、質疑、討論なし。議案第 57 号、令和 2 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案は、全員賛成で原案のとおり可決しました。

宅地造成事業特別会計では、質疑、討論なし。議案第 58 号、令和 2 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案は、全員賛成で原案のとおり可決しました。

石井財産区特別会計では、質疑、討論なし。議案第 59 号、令和 2 年度佐用町石井財産区特別会計予算案は、全員賛成で原案のとおり可決しました。

水道事業では、質疑、討論なし。議案第 60 号、令和 2 年度佐用町水道事業会計予算案は、全員賛成で原案のとおり可決しました。

以上で、予算特別委員会に付託された案件についての報告を終わります。

以上をもって委員長報告を終わります。

詳細については、また、控えを見ていただきたいと思います。以上です。

議長（山本幹雄君） 予算特別委員長の審査報告は終わりました。

なお、予算特別委員会で、議案に対する質疑は終結しておりますので、議案第 47 号から、順次、討論及び採決を続けて行いますので、よろしくお願いいたします。

まず、日程第 13、議案第 47 号、令和 2 年度佐用町一般会計予算案について討論を行います。

まず、原案に反対の討論の方はありますか。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） 13 番、平岡きぬゑ君。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 47 号、令和 2 年度佐用町一般会計予算案に反対の立場から討論を行います。

国の 2020 年度予算案が衆議院本会議で可決され、衆議院を通過しています。

大軍拡と社会保障は抑制し、自然増分は 1,200 億円の削減、年金はマクロ経済スライドで 2 年連続実質削減、さらに 75 歳以上の医療費 2 割負担導入など、一層の改悪を進めようとしております。

昨年 10 月に消費税率 10%に引き上げた後、日本の経済は、新たな消費不況の様相を呈しているのに、暮らしを守る姿勢がありません。国民の不信が高まる疑惑などの説明に背を向け、問題だらけの予算案を押し通しています。

消費税の打撃に加え、新型コロナウイルスの影響が経済に追い打ちをかける中、暮らし応援の経済財政政策に転換することが必要です。

佐用町の新年度予算案は、これまで住民が切望している子育て支援策として入院、通院にかかわる医療費の窓口負担無料化制度を中学校卒業までから、高等学校卒業まで拡充。また、タクシー運賃助成券は、年間、3 冊までから 5 冊へ拡大し、高齢者などへの外出支援とタクシー業者の活性化につながるなど、町民の暮らしに役立ちます。

利神城跡応急処置対策は、史跡保全のため必要で、賛同できるものです。

問題点の第 1 は、基金のため込みです。平成 31 年 3 月 31 日現在、102 億円を超える基金残高がありますが、町民の切実な要望に応える事業に、さらに生かすことを求めます。

第 2 は、町民の暮らしを応援する手立てです。国保税や介護保険料、利用料の軽減のために一般会計からのさらなる繰り入れを行い、住民負担を軽減するべきです。子育て支援のさらなる充実のために、国の保育料無償化制度導入で生まれた財源を生かし、保育料は第 1 子から完全無料化すべきです。学校給食費の完全無料化をするべきです。若者の経済負担軽減のために、国に給付制の奨学金制度の拡充を求めるとともに、町独自の奨学金制度を創設すること。小中学校児童生徒の副教材費相当分の補助では、商品券の発行は、町内業者の売上増の効果では限定的で、経費と手間もかかります。直接、町予算の中で見るべきです。保育士の正職員化を進め、保育の質の向上など、職員の職業意識の向上を図るべきです。子供の学力向上に資する司書教諭の配置をするべきです。団塊の世代が運転免許を返納するなど、交通弱者の増加が見込まれる中、外出支援サービス、さよさよサービスの毎日運行、コミュニティバスは、利用者の利便性向上と全町域を網羅した公共交通の充実を図るべきです。健康で長寿を喜べる施策の充実として、それぞれの世代にあった健康づくりの体制が必要です。健康診断の充実と歯科健診の在宅訪問歯科診療の拡充など 8020 運動を推進すべきです。文化スポーツの発展を支援するためにも、町民の公共施設利用料は、免除すべきです。

第 3 は、地域振興の推進です。地域づくり協議会の活動を振り返る事業が昨年、実施されました。その成果を生かし、地域振興に取り組むべきです。農業では、2019 年度から国連が呼びかける家族農業の 10 年が始まりました。小規模、家族農業の役割を後押しする枠組みとして、食料主権、種子の権利などを定め小規模農家の十分な生活水準を保つことや、協同組合の権利などの保護を促し、飢餓や貧困の克服、環境保全などの課題を解決し、維持可能な世界を展望する上で、家族農業の役割が欠かせないことが世界の認識になりつつあります。佐用町でも小規模農家を支援する施策をするべきです。地域経済を支える中小企業振興条例を制定し、抜本的な支援が必要です。地域循環型の経済政策を進めるために住宅店舗リフォーム助成事業の創設を求めます。賃金単価を保障し、入札を適正化させていく上で有効な公契約条例を制定するべきです。過疎化が急速に進んでいる中、誰もが住みやすいまちづくりが一層大切になっています。生活環境の整備、産業の振興、教育文化の発展、安心して暮らせる福祉医療の充実の不十分な予算であることを指摘し、反対とい

たします。

議長（山本幹雄君） はい、次に、賛成討論の方はありますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、11番、岡本安夫君。

11番（岡本安夫君） それでは、令和2年度佐用町一般会計予算案に賛成討論をいたします。

予算は、政治の顔だと言われており、したがって、これからの佐用町がどのようなまちづくりをしていくかということ、表しております。

当然、総合計画を基軸として、総合戦略にマッチした施策や事業を展開していくことが大原則であります。これは、町長が今定例会での冒頭で丁寧に述べられた施政方針に示されていきました。

少子化と高齢化が進む中で、いかに人口減少を緩やかにしていくかは、全国的な課題であり、即効薬も特効薬もないことは、誰もが承知しているとおりでありますが、したがって、できる限りの手段を講じていく必要があり、また、そのような方向が盛り込まれた予算であると思います。

自主財源が乏しい本町において、このような予算が組めるということは、いかにこれまでの財政が安定し、健全であったということの証明であり、この点は、大いに評価したい。

特に、今年度は、歳入面で町税や地方交付税等をぎりぎり見積み、それに合わせて歳出面でもぎりぎりにも見積った予算案であると思いますが、予算執行や施行に当たっては、これまで同様、できる限り効率化と合理化を工夫していただきたい。

本年度の新規事業では、子育て世代や高齢者支援に高校生までの医療費助成や外出支援にタクシー券の増冊、また、観光面では、旧木村邸の利活用、利神城跡の応急対策、農林業では直売所の経営支援、商工には新たな発想を期待したビジネスコンテスト、町営住宅の入居条件の緩和など、関係人口の増加にも取り組もうという姿勢も評価したい。

しかしながら、一方では、長年同じように繰り返し入れている事業や団体もあります。これらについては、さらなる研究検討をしながら改善を図っていただきたい。

今現在、日本だけでなく、世界中が新型コロナウイルスの脅威にさらされています。健康面だけでなく、教育や日常生活、さらに株価の暴落など、経済活動にも暗い影を落としつつあります。これこそ、まさに国や県の出番であり、佐用町のような自治体の力では限界があり及ばないことかもしれませんが、万が一大きな影響が見えそうな時には、各部署担当課において、間髪を入れず速やかに思い切ったできる限りの支援策を講じていただくことを希望して賛成討論といたします。

議長（山本幹雄君） ほかに討論ありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第47号を採決します。この採決は、挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、多数です。よって、議案第 47 号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開を 11 時 5 分といたします。

午前 10 時 51 分 休憩

午前 11 時 05 分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩を解き、会議を再開します。

なお、予算特別委員長の岡本義次議員より発言を求められておりますので、許可します。

はい、岡本議員。

9 番（岡本義次君） 今、予算委員会で報告させていただきましたけれど、特別委員会で全議員が出席との報告しましたが、3 月 5 日（2 日目）西岡議員が欠席でしたので、そのことについての訂正をいたします。

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 14、議案第 48 号、令和 2 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 48 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 48 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 15、議案第 49 号、令和 2 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、2 番、児玉雅善君。

2 番（児玉雅善君） 議案第 49 号、令和 2 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について、反対の立場から討論します。

2018 年度から国民健康保険が都道府県化され、都道府県が算定する標準保険料率を基礎

にして、町の保険税が決定する仕組みに変わりました。

国保税が高いことは構造的矛盾ではありますが、政府に対して全国知事会、市長会、町村長会は、定率国庫負担の増額を要望し続けています。

国保税が高くなる要因の1つが均等割です。世帯の人数が保険料に影響するのは国保だけで、各世帯に定額でかかる平等割と同様、ほかの保険にはないものです。

先ほど、可決されました佐用町国民健康保険税条例における反対討論でも述べられましたように、所得割、資産割、また応益割である平等割、均等割、平等割から資産割がなくなったものの所得割の税率が上がり、均等割、平等割の税額が上がったため、軽減税率を適用してもなお、ほとんどの方、約65%の方の国保税の負担が増えます。多くの町民の皆さんが国保税の高さに悲鳴を上げています。これ以上、さらに負担を増やすのではなく、高すぎる国保税を引き下げることが求めて、反対討論とします。

議長（山本幹雄君） 次は、賛成の討論の方はありますか。

〔竹内君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、7番、竹内日出夫君。

7番（竹内日出夫君） 令和2年佐用町国民健康保険特別会計予算案について、賛成討論いたします。

国民健康保険は、国民皆保険を支える医療制度の1つとして、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、県と市町村がともに国民健康保険の運営を担い、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など事業運営において中心的な役割を担うことにより、国民健康保険制度の安定化を図ることとされています。

国民健康保険の現状は、年齢構成や医療費が高い上、年金受給者や低所得者が多く、被保険者は、異動等により減少するなど、国民健康保険については課題を多く抱えております。

そのような現状において、本会計の予算は、歳入歳出総額20億3,158万6,000円で、前年度と比較すると1億7,193万3,000円、7.8%の減となっています。

国民健康保険税は、国民健康保険事業納付金や保険事業に要する財源として予算を確保されています。また、本町は医療費水準が高い中、保険給付費は前年度比1億7,340万4,000円、11.0%減となっていますが、全額県支出金の普通交付金で交付されています。

一般会計繰入金は、2億1,752万4,000円で、うち低所得者に係る軽減措置として、1億162万6,000円が、その他一般会計繰入金6,797万1,000円が赤字補填等として繰り入れされており、今後も保険事業を含む医療費の適正化に向けた取り組みなど、安定的な運営が図られることを踏まえて、賛成討論とします。

議長（山本幹雄君） ほかに討論ありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第49号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、多数です。よって、議案第 49 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 16、議案第 50 号、令和 2 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方はありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、10 番、金谷英志君。

10 番（金谷英志君） 令和 2 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の反対討論を行います。

75 歳以上の高齢者の保険料が、6 回連続引き上げられました。

2 月に開かれた兵庫県後期高齢者医療広域連合議会で保険料条例が改定され、均等割額を現行の 4 万 8,855 円から 5 万 1,371 円に 2,516 円に引き上げ、所得割額を現行の 10.17% から 10.49% に 0.32 ポイント引き上げられました。

そして、低所得者の均等割軽減特例は廃止が続いています。低所得者の所得 5 割軽減だった人は、2018 年度から軽減なしになり、被用者保険の被扶養者だった人は特例措置により 9 割軽減はなくなり、2019 年度は、7 割軽減となり、加入後 2 年を経過する日まで 5 割軽減となっています。

今回の保険料引き上げと合わせ 2 重の負担増になります。消費税増税の負担も増え、年金生活の高齢者の経済環境は厳しさを増している中、引き上げは認められません。制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保が脅かされています。国の制度の中で運営されている会計であり、国の制度施策を批判して反対討論といたします。

議長（山本幹雄君） 次に、賛成討論の方は、ありますか。

〔加古原君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 3 番、加古原瑞樹君。

3 番（加古原瑞樹君） 令和 2 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について、賛成の立場で討論させていただきます。

この後期高齢者医療制度は、若い世代と高齢者の負担を明確にし、公平で分かりやすい制度とするために創設され、県下の市町村で設置した広域連合と各市町村で運営しており、保険料も県下統一の保険料となっております。

令和 2 年度の予算額 3 億 1,710 万 9,000 円は、昨年度当初予算比較で約 2.4% の増となっており、これに伴う歳入では、保険料や広域連合補助金、保険基盤安定繰入金などの所定の財源が見込まれていますが、さらに不足するものについては、一般会計から約 9,980 万円の繰り入れを行っております。

また、歳出では、兵庫県後期高齢者医療広域連合への納付金 3 億 322 万 7,000 円が主なもので、歳出総額のほとんどを占めております。

少子高齢化が進み、医療費の増大が進む中、被保険者が安心して適切な医療を受けられる、この医療制度と本特別会計の果たす役割は大きく高齢者医療を支える柱であります。

令和 2 年度の予算では、加入者が安心して安定的に医療を受けることができる予算とな

っていることから、賛成討論をさせていただきます。

議長（山本幹雄君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 50 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、多数です。よって、議案第 50 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 17、議案第 51 号、令和 2 年度佐用町介護保険特別会計予算案について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 13 番、平岡きぬゑ君。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 51 号、令和 2 年度佐用町介護保険特別会計予算案について、反対の討論を行います。

介護保険制度は施行 20 年を迎えました。政府は制度改悪を繰り返し、介護の危機は深刻化しております。

厚生労働省は、2021 年度から第 8 期介護保険制度改正に向けて、さらなる負担増と給付抑制の議論を進め、昨年 2019 年には介護保険制度の見直しに関する意見を示し、その中で高額介護サービス費と補足給付費、施設入所者の食費や居住費の助成のことですが、負担増を打ち出しております。

この高額介護サービス費は、現役並み所得、年収 383 万円以上の世帯の負担上限を 4 万 4,400 円としておりますが、これを年収 770 万円以上の世帯は 9 万 3,000 円に、1,160 万円以上については 14 万 1,000 円に引き上げます。

さらに 1 割負担の世帯に設けられていた年間負担上限 44 万円については、2020 年度で廃止されます。

さらに施設入所者の食費や居住費の負担増ですが、施設に入所する低所得者の食費や居住費を助成する補足給付について、住民税非課税世帯で本人年収が 120 万円を超える場合の自己負担を 2 万 2,000 円増やす。食費、居住費、サービス利用料、保険料を合わせると 8 万 2,000 円の負担になり、年金収入のほとんどを施設利用費に充てなければならないということになります。

補足給付費の対象となるためには、預貯金の資産要件も現在の単身者で 1,000 万円から年収に応じて 650 万円、500 万円にさらに引き下がっていきます。低所得者の施設利用を、ますます困難にするものです。

国は、実施に対しては、法の改定の必要はなく、国会の審議もなく 2021 年度から施行を狙っているところです。

厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会の意見では、さらに要介護 1、2 の生活援助の見直し、ケアマネージメントの有料化、多床室の室料負担、これは引き続き検討として

断念したわけではありません。

佐用町は第7期介護保険事業計画で介護保険料は基準月額として5,600円を1,300円、23%も引き上げ6,900円にしました。これ以上の負担増や給付削減は高齢者にも、それを支える現役世代にも痛みを押しつけるものです。

町は、介護の充実と改善を図るために、国に対し制度改悪を許さない声を上げるとともに介護労働者の労働条件を改善するべきです。

さらに住民の命と暮らしを守るため一般会計からの繰り入れで介護保険料の軽減と利用料減免制度を創設すべきです。

以上指摘して、反対討論を終わります。

議長（山本幹雄君） 次に賛成の討論の方、ありますか。

〔金澤君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 1番、金澤孝良君。

1番（金澤孝良君） 令和2年度介護保険特別会計予算案について、賛成の討論を行います。

介護保険制度は年ごとに高齢者人口が増え、ますます介護が必要となる方も多くなる中で、少しでも少ない費用で介護サービスを受けられるように、社会全体で支えていくための保険制度でとても重要であります。

その保険料は、制度を安定した継続をしていくため算出をされたものであり、介護給付などに要する費用については、国、県、市町村財源によりおおむね半額負担されております。

佐用町でも令和2年度一般会計から4億5,000万円余り繰り入れされており、1号被保険者、2号被保険者は所得に応じた保険料が徴収され、保険料と公費、利用者負担金を適切に組み合わせて制度の持続可能性が高められ、また、低所得者に対しての軽減制度が、さらに充実されており、全体に配慮された会計となっております。

したがって、令和2年度介護保険特別会計予算は適切であり賛成といたします。

議長（山本幹雄君） ほかに討論ありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第51号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、多数です。よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第18、議案第52号、令和2年度佐用町朝霧園特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 52 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 52 号は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 19、議案第 53 号、令和 2 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 53 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 53 号は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 20、議案第 54 号、令和 2 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 54 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 54 号は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 21、議案第 55 号、令和 2 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 55 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定する

ことに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 55 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 22、議案第 56 号、令和 2 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 56 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 56 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 23、議案第 57 号、令和 2 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 57 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 57 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 24、議案第 58 号、令和 2 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 58 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 58 号は、原案のとおり、可決されました。

続いて、日程第 25、議案第 59 号、令和 2 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 59 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 59 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 26、議案第 60 号、令和 2 年度佐用町水道事業会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 60 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 60 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 27. 同意第 2 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 27 に入ります。

日程第 27 は、本日、追加提出の案件であります。議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、日程第 27、同意第 2 号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 　　ただ今、上程をいただきました同意第2号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件は、教育委員、塚崎博行氏が令和2年3月31日をもって退任をされるために、後任に岡田真希子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

塚崎委員は、平成22年4月1日から10年の永きにわたり教育委員を務めていただき、ご活躍をいただきましたが、このほど後任にバトンを引き継ぎたいとの強い申し出があったことによるものでございます。

後任の岡田氏は、添付しております履歴書のとおり、同事項に規定する「人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもの」として適任でございます。

なお、任期は4年でございますが、同法第5条第1項の規定による残任期間となるため、令和4年12月26日までとなります。

なお、岡田氏の略歴につきましては、先ほど申しましたように、履歴書を添付させていただいております。

ご同意賜りますように、お願い申し上げます。

議長（山本幹雄君） 　　提案に対する当局の説明は終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

この際、お諮りします。本案件については、人事案件でありますので、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 　　ご異議なしと認めます。

それでは、これより同意第2号を採決します。この採決は挙手によって行います。

同意第2号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 　　挙手、全員です。よって、同意第2号は、同意することに決定しました。

日程第28. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（山本幹雄君） 　　続いて、日程第28は、閉会中の常任委員会所管事務調査についてであります。

お諮りします。閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙、申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。
よって、閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙申し出のとおり決定しました。

日程第 29. 議員派遣について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 29、議員派遣についてを議題とします。
お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり派遣することにしたいと思います。なお、派遣の内容等に変更が生じた場合は、議長に一任願います。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については、別紙に記載のとおり派遣することに決定しました。

議長（山本幹雄君） 以上で、本日の日程は終了しました。
お諮りします。これをもちまして、今期定例会に付議されました案件は、全て終了しましたので、閉会したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、第 93 回佐用町議会定例会は、これをもって閉会します。

午前 1 1 時 3 5 分 閉会

議長挨拶

議長（山本幹雄君） 閉会に当たり一言御挨拶を申し上げます。
本日、無事全ての案件が慎重審議され適切妥当な結論を出していただきましたことを感謝申し上げます。
本日をもって第 93 回佐用町議会定例会を閉会しますが、皆様におかれましては体調管理に気をつけながら、閉会中も議会活動を続けてもらいたいと思います。
新型コロナウイルス問題も終息することなく、感染が広がるばかりであります。佐用町議会議員として節度ある発言、行動には気をつけて活動をしていただきたいと思います。
そして、予算特別委員会の岡本義次委員長、廣利副委員長には、大変ご尽力をいただき御苦労さまでございました。
それでは、町長、挨拶をお願いします。

町長挨拶

町長（庵途典章君） それでは、令和元年度3月の定例議会閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げさせていただきます。

まずは、本議会に提案をさせていただき、ご審議をいただきました新年度、令和2年度一般会計予算並びに各特別会計の予算をはじめ、多くの条例の改定、また、制定等の案件につきまして、それぞれ原案のとおり、可決、ご承認いただきましたこと、まずもってお礼を申し上げます。

新しい時代の始まりとして、令和、こういう時代が始まり、その最初の元年度もあと残すところ10日余りということになりました。

年度末を迎える中で、新型コロナウイルスの発生によって、今、世界中が大混乱の状況でございます。佐用町におきましても、学校がずっと休校して、このまま春休みに入ってしまう。このコロナウイルスのこうした感染拡大も、なかなか終息ということについては、めどが立ちそうにございません。これまでのいろんな、こうしたウイルスの発生による状況を見ても、まだまだ数カ月以上はかかるのではないかというふうにも言われております。

そういう中で、住民の健康への不安はもちろん、世界経済、今、経済活動が、ほとんどとまってしまうような状況の中で、今後、非常に大きな経済不況が来るんだろうという予想がされます。

これまで経験したリーマンショック以上の経済的な停滞、不況とともに、この回復には、相当長く時間がかかるというふうに予想し、覚悟しなければならないと思います。

そういう中であって、今、国もこの対策に大きな財政出動を検討されておりますけれども、一方、その財源につきましては、企業活動が停滞し、多くの企業が倒産するところもあると思いますし、業績が非常に急激に悪化をして、一番大きな国の財政収入である法人税と、これは急激に減るだろうということも、予想されるところであります。

大きな予算、財政出動とともに、その財源がなくなると、国の財政が一気に、ますますこれ厳しい状況になることは間違いありません。

そういう中であって、地方財政に対して、国の財政的なこれまでの地方交付税等、この問題についても、大変厳しい状況になるだろうというふうに予想をし、心配をしております。

ただ、私たち、佐用町、できることは、非常に小さいといえますが、なかなか佐用町の財政規模でできることは少ないわけでありましてけれども、やはり町民の皆さんの生活を、しっかりと支えるために、町政運営、これまで以上に、しっかりと安定した町政運営を少しでも続けていく努力が必要だと思っておりますし、そういう中で、これまでの財政運営の中で、基金も造成をしてきました。こういう基金が、そうした安定した町政、行政運営、住民サービスのために、大きな意味では幾らでも…、限度はありますけれども、力を発揮する時が来たなという感じもいたします。

状況は非常に変化をしております。適度に、いろいろと情報を収集しながら、佐用町としてできること、また、やらなきゃいけないこと、しっかりと今後、町運営を進めていきたいと、取り組んでいきたいと考えております。

まずは、今日、ご承認をいただきました令和2年度のこうした予算をもとに、新年度スタートをし、しっかりとこの町の運営にやるべきこと、やらなきゃいけないこと、停滞なく進めていきたいと思っております。

町行政を、これは停滞をし、町民の皆さんにご迷惑がかかるようなことはできませんので、職員一同一丸となって、取り組んでまいりたいと考えております。

議員各位の、また、それぞれご支援、ご協力を賜りますように、よろしくお願いを申し

上げたいと思います。

この後、若干、時間をいただきまして、新年度に向けた職員の体制、異動等のまたお知らせ等もさせていただきたいと思ひますし、今年度末をもって3名の課長が退職となります。そのほか職員も退職する職員があります。その後の、また、採用として、4月から新しい職員も採用をする予定でありまして、昨日、その異動等について、職員に対しまして内示を行いました。

こういう時だからこそ、新しい、また、それぞれの担当課の体制の中で、十分準備をして、4月からスムーズに町政のそれぞれの担当の職務が執行できるように、準備をするように指示をしたところであります。

そういう状況の中で、職員それぞれが皆が健康に気をつけながら頑張ってもらいますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

閉会に当たりましてのお礼の御挨拶に代えさせていただきます。